



現代世界における課題（2）

政教分離

Overview

- 最先端の事例から——トルコとインド
- 倫理的要請としての世俗主義
- 政教分離の多様性
- 宗教の自由
- ポスト世俗主義

最近の事例から



インド

首相：ナレンドラ・モディ
インド人民党（BJP）
ヒन्दゥー至上主義政党



トルコ

首相：レジェップ・タイイップ・エルドアン
公正発展党（AKP）
イスラーム主義政党

倫理的要請としての世俗主義

- 「世俗主義の主たる動機の一つとして、従来あまりにもしばしば宗教が焚きつけ、正当化してきた**残酷性**に終止符を打ちたい、との願望があったことは明白である。」（タルル・アサド『世俗の形成』131頁）
- 心と身体の二極分化（政教分離）
 - 心→信仰、宗教（私的領域）
 - 身体→理性、政治・科学（公的領域）

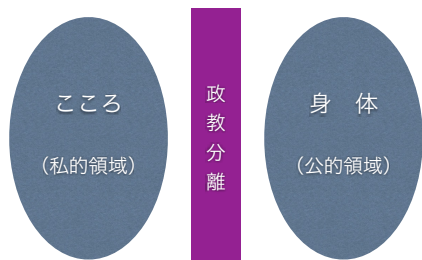
背景としての「宗教戦争」

- ユグノー戦争（1562-98）
 - フランスで起こったカトリック勢力とプロテスタント（カルヴァン派＝ユグノー）勢力の抗争。
 - アンリ4世（カトリックに改宗）がナントの勅令を発し、プロテスタントにも「信仰の自由」を認め、戦争が終結。ナントの勅令は1685年に廃止。
- 三十年戦争（1618-1648）
 - ウェストファリア条約により、忠誠の対象が「宗教」から「国家」へと移されていく近代国家の枠組みが基礎づけられる。

政教分離の近代的ジレンマ

- 宗教の倫理化・道徳化
 - 近代のヨーロッパ、アメリカ、日本における事例（小原『宗教のポリティクス』67-72頁）。
- 近代的暴力（戦争）を（国民）道徳化した宗教は抑止し得たのか？
 - ☞ 犠牲の論理（次回）

現代における変化



現代における変化

宗教復興運動

心の可視化



イスラームは政教一元的。
法政二元論 (シャリーアとウンマ)

政教分離をめぐる問題

- 進化論論争 (米)
- ベール禁止 (仏、トルコ)
- 靖国問題 (日)



政教分離の多様性

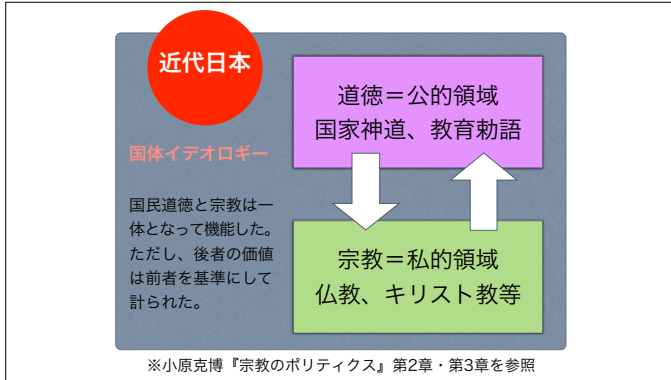
- 広義の政教分離：英国 (英国国教会)、ドイツ (教会税、宗教教育)
- 狭義の政教分離
 - 友好的分離：アメリカ
 - 敵対的分離：フランス (ライシテ)、トルコ (ライクリック)
- トルコは、国家が宗教を管理しているのでライシテより、コンコルダート (政教協約) に近い。

フランスの政教分離

- ライシテ (laïcité) の原則
 - 「教会と国家の分離に関する法律」 (1905年) により成立。
 - 宗教と政治の区別、国家の中立性、公認宗教の多元性、政治権力の独立、信条の自由。
- フランス憲法 第二條
 - 「フランスは不可分にして、非宗教的、民主的、社会的な共和国である。」

アメリカの政教分離

- Separation of Church and State (教会と国家の分離)
- Separation of Religion and State (宗教と国家の分離) ではない。
- 合衆国憲法 修正第一条 (The First Amendment, 1791)
 - 「連邦議会は、国教の樹立 (establishment of religion) を規定し、もしくは信教の自由な行為 (free exercise thereof [=of religion]) を禁止する法律を……制定することはできない。」



中国の宗教政策

- 信仰の自由
 - 中華人民共和国憲法第36条「中華人民共和国の公民は、宗教信仰の自由を有する」
- 中国の公認5宗教
 - 仏教、道教、イスラーム、カトリック（天主教）、プロテスタント（基督教）
- 愛国的宗教の育成
- 宗教事務条例（2004年公布、2005年施行）
 - 「宗教団体、宗教活動施設および信者は・・・**国家統一、民族団結と社会の安定を擁護しなければならない**」（第3条）

宗教の自由

- 世界人権宣言（1948年）第18条
 - 「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」

安全保障と宗教の自由

- 「国際的な宗教の自由報告書」（The International Religious Freedom Report）
 - 米国防務省によって毎年発行（2001年以降）
 - 「特に懸念される国（Countries of Particular Concern）」として北朝鮮、中国、スーダン、イラン、イラク、パキスタン、サウジアラビア、エジプト等があげられている。

ポスト世俗主義

- 世俗的なものと宗教的なものを対立的にとらえ、両者の間に境界壁を設けるのではなく、むしろ相互に関係づける法的・政治的・政策的な作法を求める。
- 世俗主義（政教分離）によって問題解決できるという近代主義に対する批判。
- 世俗的/宗教的といった概念的二分法への批判。
- 単に宗教が公的領域に復権したことを指して、ポスト世俗主義というのは間違っている。それでは、世俗主義以前の時代への回帰となる。どのように宗教の役割が変化したのかを問わなければならない。

【参考文献】

- タラル・アサド『世俗の形成——キリスト教、イスラーム、近代』（中村圭志訳）みすず書房、2006年。
- ルネ・レモン『政教分離を問いなおす——EUとムスリムのはざままで』（工藤庸子、伊達聖伸訳）青土社、2010年。
- 市川裕、臼杵陽、大塚和夫、手島勲矢編著『ユダヤ人と国民国家——「政教分離」を再考する』岩波書店、2008年。